

小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅よりみち 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大須賀苑が開設する小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法の趣旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。
小規模多機能型居宅よりみち

(事業所の所在地)

第4条 事業を行う事業所の所在地は次のとおりとする。
静岡県掛川市大淵12680番地1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1人

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二、看護師又は准看護師 1人以上

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

三、介護支援専門員 1人

利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。

四、介護職員 6人以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

第3章 営業日及び営業時間と定員

(事業所の営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、営業日 365日

二、営業時間 24時間

(通いサービス) 9時30分から16時00分

(宿泊サービス) 16時00分から 9時30分

(訪問サービス) 24時間

(事業所の利用定員)

第7条 小規模多機能居宅介護の登録定員数は25名、通いサービスの利用定員は15名、宿泊サービスの利用定員は6名とする。

第4章 設備及び備品等

(宿泊室)

第8条 事業所は、利用者の居室を全室個室とし、宿泊に必要な寝具・備品を備える。

(食堂)

第9条 事業所は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備える。

(浴室)

第10条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設ける。

(設備及び備品等)

第11条 事業所は、台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備える。

第5章 同意と契約

(内容及び手続きの説明及び同意及び契約)

第12条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第13条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第6章 サービスの提供

(居宅サービス計画の作成)

第14条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第15条 小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。

- 2 食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮する。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第16条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 4 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

第17条 事業所は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、小規模多機能型居宅介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第18条 事業所は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めることとする。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めることとする。

(通常の実施地域)

第19条 通常の実施地域は、掛川市南部大須賀地域とする。

(利用料及びその他の費用)

第20条 小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一、通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
 - 二、通常の事業の実施地域以外の地域に居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費
 - 三、食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 四、おむつ代
 - 五、その他、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

- 5 サービスの提供に当たって、利用者又は家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(利用料の変更等)

第 21 条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第 7 章 留意事項

(喫煙)

第 22 条 事業所敷地内は禁煙とする。

(飲酒)

第 23 条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(衛生保持)

第 24 条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第 25 条 利用者またはその家族は、事業所や従業者に対して次の行為をしてはならない。

- 一、利用者は、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二、利用者は、けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三、利用者は、事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四、利用者は、指定した場所以外で火気を用いること。
- 五、故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六、従業者に対してハラスメントに当たる行為をすること。

(利用者に関する市町村への通知)

第 26 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- 一、正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二、偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業員の服務規程と質の確保

(従業員の服務規定)

第27条 事業所及び従業員は、介護保険関係法令及び諸規則。個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念しなければならない。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一、利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二、常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三、お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第28条 事業所の看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとることとする。

- 2 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のための指針とマニュアルを整備し、従業員に対し研修及び訓練を行う。
- 3 従業員は、備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するとともに、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(従業員の質の確保)

第29条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第30条 事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第31条 従業員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第32条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡する

とともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議することとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第 33 条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めることとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

第 10 章 高齢者虐待防止

(虐待防止に関する事項)

第 34 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するために、専任の担当者をおく

第 11 章 その他

(地域との連携)

第 35 条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めることとする。

(勤務体制等)

第 36 条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第 37 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(苦情処理)

第 38 条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第 39 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第 40 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(その他)

第 41 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大須賀苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 1 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日一部変更し、同日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 6 日一部変更し、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日一部変更し、同日より施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 20 日一部変更し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅よりみち 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大須賀苑が開設する介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法の趣旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療サービス機関及び地域包括支援センターや他の介護予防サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。
小規模多機能型居宅よりみち

(事業所の所在地)

第4条 事業を行う事業所の所在地は次のとおりとする。
静岡県掛川市大淵12680番地1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1人

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二、看護師又は准看護師 1人以上

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

三、介護支援専門員 1人

利用者の介護予防サービス支援計画及び小規模多機能型居宅介護サービス支援計画の作成を行う。

四、介護職員

6人以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

第3章 営業日及び営業時間と定員

(事業所の営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、営業日 365日

二、営業時間 24時間

(通いサービス) 9時30分から16時00分

(宿泊サービス) 16時00分から 9時30分

(訪問サービス) 24時間

(事業所の利用定員)

第7条 本事業所の登録定員数は25名、通いサービスの利用定員は15名、宿泊サービスの利用定員は6名とする。

第4章 設備及び備品等

(宿泊室)

第8条 事業所は、利用者の居室を全室個室とし、宿泊に必要な寝具・備品を備える。

(食堂)

第9条 事業所は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備える。

(浴室)

第10条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設ける。

(設備及び備品等)

第11条 事業所は、台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備える。

第5章 同意と契約

(内容及び手続きの説明及び同意及び契約)

第12条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第13条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第6章 サービスの提供

(介護予防サービス支援計画の作成)

第14条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の介護予防サービス支援計画の作成に関する業務を担当させる。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第15条 介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。

- 2 食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮する。

(小規模多機能型居宅介護サービス支援計画の作成)

第16条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護サービス支援計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 小規模多機能型居宅介護サービス支援計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、小規模多機能型居宅介護サービス支援計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護サービス支援計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 4 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護サービス支援計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護サービス支援計画の実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

第17条 事業所は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに

に、サービス内容の確認を行う。

- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その小規模多機能型居宅介護サービス支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、小規模多機能型居宅介護サービス支援計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第18条 事業所は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めることとする。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めることとする。

(通常の実施地域)

第19条 通常の実施地域は、掛川市南部大須賀地域とする。

(利用料及びその他の費用)

第20条 介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一、 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
 - 二、 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費
 - 三、 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 四、 おむつ代
 - 五、 その他、介護予防小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と

認められるもの

- 5 サービスの提供に当たって、利用者又は家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(利用料の変更等)

第 21 条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第 7 章 留意事項

(喫煙)

第 22 条 事業所敷地内は禁煙とする。

(飲酒)

第 23 条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(衛生保持)

第 24 条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

(禁止行為)

第 25 条 利用者またはその家族は、事業所や従業者に対して次の行為をしてはならない。

- 一、利用者は、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二、利用者は、けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三、利用者は、事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四、利用者は、指定した場所以外で火気を用いること。
- 五、故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六、従業者に対してハラスメントに当たる行為をすること。

(利用者に関する市町村への通知)

第 26 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- 一、正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二、偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規定)

第27条 事業所及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則。個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念しなければならない。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一、利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二、常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三、お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第28条 事業所の看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとることとする。

- 2 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のための指針とマニュアルを整備し、従業者に対し研修及び訓練を行う。
- 3 従業者は、備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するとともに、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(従業者の質の確保)

第29条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第30条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第31条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第32条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議することとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第33条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めることとする。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

第10章 高齢者虐待防止

(虐待防止に関する事項)

第34条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するために、専任の担当者をおく

第11章 その他

(地域との連携)

第35条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めることとする。

(勤務体制等)

第36条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第37条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第 38 条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第 39 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第 40 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(その他)

第 41 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大須賀苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 6 日一部変更し、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日一部変更し、同日より施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 20 日一部変更し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。